

令和5年第1回栗石町議会定例会

施政方針演述

栗石町

本日、ここに令和5年第1回雫石町議会定例会が開催されるにあたり、令和5年度の町政運営の基本方針及び主要な施策につきまして、私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

昨年は、私が町長として2期目のスタートを迎えることとなり、改めて町政運営を担っていく重責に、身が引き締まる思いであります。

本年1月末に政府から、幾度も感染拡大の波が繰り返され、社会全般に多大な影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置付けの変更が示されました。

令和5年は 卯年 となりますが、卯 は景気が上向きに跳ね、回復する年とも言われており、国内においてもアフターコロナを踏まえた地域社会の構築と地域経済対策の取り組みが本格化してくるものと思います。

本町では、「第三次雫石町総合計画基本構想」に基づく「前期基本計画」の最終年となることから、社会情勢の変化などを捉えながら令和6年度からの「後期基本計画」の策定に取り組み、住民が安心して地域で暮らすことのできるまちづくりとともに、地域経済の活性化に向けた取り組みを重点的に進めてまいります。

2 町の基本的な施策の方向

(雫石町総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進)

はじめに、町の基本的な施策の方向について申し述べます。

令和5年度は、4年目となる「第三次雫石町総合計画」の推進に取り組み、まちの将来像「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」を目指し、町民の誰もがまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めるとともに、「ふるさとしずくいし」を子どもたちや未来につなぐため、「教育」、「保健・医療・福祉」、「産業」、「環境」、「安全・安心」の5つを柱としながら、最終年度となる総合計画前期基本計画及び各分野における個別計画並びに、人口減少対策分野の戦略として位置付ける「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に対応した諸施策について、分野を横断した一体的推進に取り組んでまいります。

3 令和5（2023）年度予算編成

令和5年度の予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の直面する課題にしっかりと対応していくとともに、前期基本計画の最終年度である「第三次雫石町総合計画」及び「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる将来像の実現に向けた各諸施策や、重点事業に基づく取組について、着実に推進していくことを念頭に置いた予算としたものであります。

結果、一般会計予算は、108億2千万円、前年対比5億8千万円、5.7パーセントの増としており、特別会計として7会計、地方公営企業会計として2会計と合わせた総額は、約171億8千8百万円、前年対比4億4千6百万円、2.7パーセントの増としたものであります。

一般会計の歳入面では、新型コロナウイルス感染症の収束見通しや、物価高が与える地域経済への影響は未だ不透明な状況ではありますが、県内の景況については、緩やかな持ち直しの動きが見られると評価されていることから、町税全体としては、前年対比1.2パーセント増の21億1千5百万円を見込んだものであります。

また、地方交付税については、国の地方財政対策を鑑み、前年対比2.9パーセント増の38億4百万円を見込み、町債については前年対比13.6パーセント減の8億7百万円としたものであります。

歳出面では、義務的経費が高止まり傾向にある中、人件費、扶助費はほぼ横ばいで、公債費は、1.5パーセント増の9億8千9百万円としたものであります。一方で、補助費等は、新規の県事業等に伴い、17.8パーセント増の20億3千1百万円、普通建設事業費は、橋りょう架け替え・補修工事、役場庁舎機械電気設備改修工事等により、16.4パーセント増の11億5千1百万円と拡充したものであります。

現下の原油価格や物価の高騰は、町の行政経営経費全般にも大きく影響を及ぼしているところではあります。限られた財源と資源を、一層効率的・効果的に活用し、真に必要な行政サービスの確保と充実を図っていくとともに、引き続き、将来の財政負担を見据えながら、各諸施策や重点事業の推進と、健全で持続可能な行財政運営の両立に取り組んでまいります。

4 令和5年度の重点事業と各分野における主要施策

次に令和5年度の重点事業と、各分野の主要施策の概要について申し上げます。

令和5年度の重点事業については、町総合計画の柱に基づき、それぞれの分野を横断的に捉えて積極的に推進してまいります。

1つ目は「若者を中心とする移住定住と結婚・出産・子育て支援の推進」であります。

若者向けを中心とした住宅用地の整備・確保を図るため、民間活力の導入と移住定住のための支援体制の強化に取り組んでまいります。

また、結婚に繋がる出会いを応援するとともに、本町に住みながら安心して出産、子育てをしていただくため、町が実施する各種の支援策を継続し、それらの情報発信の強化を図ることで、町外からの人の流れを創出し、若者で賑わう活気あるまちづくりを進めてまいります。

2つ目は、「スポーツとアウトドアを核とした交流人口・関係人口創出の推進」であります。

鶯宿温泉スポーツエリアの魅力づくりのため、鶯宿温泉スポーツエリア拠点施設の推進体制の確立を図るとともに、長山地区の地域特性を活かしたアウトドア・アクティビティによるエリア振興に向け、旧上長山小学校の拠点形成のため、構想の策定及び新たな観光資源活用

などの企画研究を行い、将来的な交流人口の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

また、持続可能な観光地域づくりの実現に向けて、観光地域づくり候補法人、いわゆる候補DMOの事業支援に取り組むとともに、諸施策の推進にあたっては、官民連携による取り組みを強化し、取り組みを通じた多様な人材の関わりと、町の特色を活かしたプロモーションを推進することで、さらなる関係人口の拡大を図る取り組みを進めてまいります。

3つ目は、「地域経済活動を支える基盤の強化と企業誘致の推進」であります。

農業経営の持続化と農業生産基盤の強化を図るため、農業者に対する支援や担い手確保対策、圃場整備の促進に取り組むとともに、町内事業者の経営持続化を支援するため、地域特性を生かした消費喚起策を講じてまいります。

また、観光誘客を推進するため、長期滞在型観光や二地域居住の推進、海外向けを含めた情報発信の強化に取り組むとともに、企業訪問や関係機関と連携した誘致活動、企業立地促進を奨励・支援することで、企業誘致の推進に取り組み、アフターコロナにおける地域経済の活性化を図り、農林業、観光業、商工業における産業基盤の強化を進めてまいります。

4つ目は、「生涯を通じた健康づくりと地域ぐるみの学びの推進」であります。

町民の健康増進に向け、庁内連携体制を継続し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた体制の確立を図るとともに、通年型のフィットネス事業などの町民の健康づくりを進めてまいります。

また、ICT教育による拡張性の高い教育環境の利活用を促進し、効果を実感できる教育体制を推進するとともに、コミュニティ・スクールや雫石高校の存続を目指す将来ビジョンに基づく取り組みを支援し、地域ぐるみで育む教育を進めてまいります。

5つ目は、「地域脱炭素と安全安心なまちづくりの推進」であります。

脱炭素社会及びゼロカーボンシティの実現を目指して、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた取り組みを進めるとともに、民有林における高精度な森林資源管理情報の整備と共有体制を構築し、森林整備サイクルを促進することで、森林経営管理制度への対応に向けた取り組みを強化してまいります。

また、令和5年度が最終年度となる昇瀬橋架け替え事業の着実な完成に加えて、道路橋りょうや上下水道施設の長寿命化を図るため、計画的な更新と適切な維持管理を推進するとともに、空き家の解消や防災・減災体制の強化に取り組むことで、安全で安心な生活環境の確保を図って

まいります。

次に、重点事業に関する主な取り組みの内容やその他の主要施策については、それぞれの分野ごとに説明を申し上げます。

(教育分野)

第1に、教育分野についてでございます。

「学びを通して生きがいを感じるまち」を目指す、教育分野では、「雫石町教育振興基本計画」策定から4年目を迎え、各施策をさらに推進してまいります。

学校教育分野では、未来を担う子どもたちの生きる力を育み、ふるさとへの誇りと愛着を育てるため、学力向上の取り組みとともに、今年度に引き続き、七ツ森、西山、御所地区で「子育て寺子屋事業」に取り組み、小学校低学年の児童が地域の学生やボランティアの人々との関わりを通じて、郷土のよさや特色を学習する機会を創出してまいります。

教育環境の整備では、引き続き安全安心な学校生活に向けた施設整備を行うとともに、ICT端末の様々な学習場面での活用を進めるため、新たにICT支援員の配置や中学校の教室にプロジェクタ式電子黒板を設置し、授業を支援するなど、ICT教育のさらなる充実に向け、町教育委員会の取り組みを支援してまいります。

町内6つの小中学校のコミュニティ・スクールにおいて、各学校、家庭及び地域が連携、協働し、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守る取り組みを支援するとともに、雫石高校将来ビジョンの実現に向けた支援の継続と、虹色コンパスなどのキャリア教育をしてまいります。

また、生涯にわたり、生きがいのある心豊かな生活を送るため、公民館や図書館を拠点として、生涯学習社会の推進に向けた各種事業を開催するとともに、文化芸術活動や、地域の有形・無形の文化財の保存及び伝承活動を支援してまいります。

鶯宿温泉スポーツエリアに整備した「いわて雫石アーチェリーセンター」は、多様なスポーツを推進する旧南畑小学校とともに、スポーツエリアの拠点施設として位置づけ、拠点施設を中心としたスポーツの振興と交流人口の拡大に取り組んでまいります。

教育は、将来を支える人材の育成という観点から、重要な分野であり、教育委員会と方向性を共有するとともに、さらなる連携強化を図りながら、一体となって施策を展開してまいります。

(保健・医療・福祉分野)

第2は、保健・医療・福祉分野の取り組みであります。

「いきいきとともに幸せを感じるまち」を目指す、保健・医療・福祉分野では、分野別基本計画となる第二次雫石町保健福祉計画の計画期間が令和5年度で最終年を迎えることから、従来の『地域福祉計画』・『高齢者プラン』・『障がい者プラン』に、新たに『さわやか健康しずくいし21・食育推進計画』を加え、保健・医療・福祉分野を一体的に捉え、かつ中長期的な視点をもった計画の推進を目指し、『第三次雫石町保健福祉計画』の策定に取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムについては、コロナ禍により様々な研修会や会議等の集合開催が難しい状況でありましたが、令和5年度は、多職種連携事業において、研修会を開催しながら、関係事業所間における円滑な協力体制の構築に取り組み、保健・医療・福祉分野の連携を強化してまいります。

また、健康寿命を延伸するため、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取り組みを新たに開始するとともに、フィットネス事業をはじめ、各地域での健康教育、健康相談を充実するなど、生涯健幸プロジェクトを推進し、町民の生涯を通じた健康づくりを強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、全国的に新規感染者の波が落ち着いてきており、政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類とすることを決定しておりますが、今後における具体的な感染対策などについては、政府の方針等を踏まえて適切に対応してまいります。

雫石診療所については、地域における保健、医療、福祉の連携を図り、町民の皆さまが安心して暮らせる医療体制を確保してまいります。

子ども子育て支援については、子育て応援の町として、各種の支援策に取り組んできておりますが、4月に設置される「こども家庭庁」や政府による少子化対策の強化、県による少子化対策の内容なども踏まえて、対応してまいります。

出産・子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施、子ども家庭センターの設置など、国・県と歩調を合わせた施策を推進し、在宅子育て応援給付金を引き続き実施するなど、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

また、県が打ち出した3歳未満の第2子以降の保育料無償化等の事業については、県議会での審議状況などを踏まえながら、町としても取り組んでまいります。

(産業分野)

第3は、産業分野の取り組みであります。

「産業を通じて豊かさを実感し笑顔で稼ぐまち」を目指す、産業分野のうち、農業では、農業者の経営安定と所得向上を図るため、地域の中心経営体や若手農業者の育成、新規就農者に対する支援などの担い手確保対策、農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携による担い手への農地集積を推進してまいります。

農畜産物の生産供給体制については、JA系統出荷を中心とした生産量と品質確保のほか、消費者の視点に立った販売促進や、地域特性を活かした農業生産による農家の所得向上に取り組んでまいります。

また、生産コストの削減や作業効率向上を目指した圃場整備事業の早期実施に向け、雫石町土地改良区と連携し、籬野地区圃場整備事業推進委員会の活動を支援するほか、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度の活用による農地・農業用施設の維持、及び小規模土地改良事業による生産性の向上に取り組んでまいります。

水田農業については、コロナ禍の影響による米価下落に加え、肥料価格の高騰が追い打ちをかけ大変厳しい状況のなか、水田活用による安定した農業経営の確立に向け、需要に応じた米生産の推進と経営所得安定

対策等による飼料用米、土地利用型作物、地域振興作物を中心とした転作作物の生産を推進してまいります。

畜産については、肥料及び飼料価格の高騰により厳しい経営が強いられるなか、肉用牛については、町・J A・生産部会の連携により、繁殖から肥育、流通消費まで一貫した足腰の強い産地づくりに取り組んでまいります。

また、乳用牛については、若い酪農家による乳量・乳質向上の意欲的な取り組みをJ Aと連携しながら継続して支援してまいります。

林業については、新設する林業振興室において、町有林及び御明神財産区有林の健全管理を継続的に進めるほか、新たな森林経営管理制度による私有林の維持管理に向け、山林の現況の詳細な把握のため、令和4年度に引き続き航空レーザー計測業務を実施し、私有林の適正な維持管理及び森林循環に向けた体制づくりを進めてまいります。

鳥獣被害対策については、イノシシの被害が全町に拡大しているなか、捕獲体制の強化に取り組んできた成果が現れ、捕獲実績が年々向上しており、今後においても、電気柵による被害防止対策と併せて、鳥獣被害対策実施隊員の確保・育成に継続して取り組み、農作物被害の減少と人身被害の未然防止を推進してまいります。

観光振興については、「第三次雫石町観光・交流活性化行動計画」に基づき、業種の垣根を超え、地域一体となった持続可能な観光地域づくりの実現に向けて、令和4年3月に観光庁より候補DMOとして認定を受けた、しずくいし観光協会に対する事業推進の支援を継続して進めてまいります。

観光業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、大きな打撃を受けております。アフターコロナに向けて、地域観光資源の掘り起こしと新たな観光誘客を推進するため、アウトドアや体験型を核とした長期滞在型観光や二地域居住戦略の推進と、インバウンド需要回復に備え、海外向けを含めたホームページやSNSの活用による情報発信を強化してまいります。

加えて、鶯宿温泉スポーツエリアにおいて、民間事業者や関係団体と連携したスポーツによる交流人口の拡大及びスポーツ合宿の誘致を推進するほか、コロナ禍で実施してきた各種事業の成果を、アフターコロナを踏まえた町内事業者支援や消費喚起策などに活かしながら、地域の賑わいと活力の創出に取り組んでまいります。

また、交流人口の拡大・創出を通じて、観光誘客とリピーター獲得を推進し、さらには定住へと進展させる一体的な移住定住施策を展開する

とともに、移住に関心の高い首都圏居住者への本町の魅力の発信や相談体制の充実、移住者の交流機会の創出に取り組んでまいります。

商工業については、地域経済の活性化と町民の雇用の場を確保するため、零石商工会及びまちおこしセンターの指定管理者や関係機関と連携して、空き店舗の解消や事業承継の促進、新規起業者の育成等に取り組むなど、中心商店街の活性化及び賑わい創出に努めます。

また、「地域の自然と調和した企業誘致」を進めることとし、町有地の活用や企業支援施策の充実とともに、町内の企業との連携を強化し、広域連携を含めた町内への企業誘致を推進してまいります。

(環境分野)

第4は、環境分野の取り組みであります。

「豊かで誇れる自然を守り育て子どもたちにつないでいくまち」を目指す、環境分野では、「第二期雫石町環境基本計画」に基づき、望ましい環境像である「美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち」の実現に向け、環境問題に対応する諸施策を進めてまいります。

環境保全については、公害発生の防止と発生時の被害拡大防止に努めるほか、定期的な巡回パトロール等の監視によって不法投棄の撲滅を図ってまいります。また、本町の美しく豊かな環境を将来へ継承するために、児童・生徒による環境教育や町民を対象とした環境講座等の開催を通じた学習機会を設け町民の環境意識を高めるとともに、その活動状況について広く周知を図ってまいります。

ごみの処理体制については、盛岡広域8市町による効率的なごみ処理体制の構築や、環境負荷の低減による環境型社会を形成するために「盛岡広域環境組合」が先月設立されたところであります。

令和5年度は、本町からも職員1名を派遣することとしておりますが、今後は構成市町との連携をさらに深め令和14年度の新施設の稼働に向けた継続的な協議が実施される予定となっております。

また、ごみの減量化と資源化に向けて、適正な分別排出方法の町民周知を進めるとともに、ごみの分類区分の見直し検討を進めてまいります。

地球温暖化対策については、ゼロカーボンシティの実現に向け、本町全体の脱炭素化に向けた取り組みの指針となる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するための基礎調査を実施するほか、町内の自然資源の有効活用と温室効果ガス排出量の削減による持続可能なまちづくりの方向性を示す「再生可能エネルギーマスタープラン」に基づき、民間事業者及び地域主導による適正な再生可能エネルギーの普及促進により、環境負荷の低減に寄与するエネルギー施策を推進してまいります。

併せて、一般家庭における省エネルギー及び再生可能エネルギー設備の設置を促進するクリーンエネルギー導入支援を継続するほか、「地球温暖化対策第5期実行計画」に基づき、町の公共施設における省エネルギー機器の導入や節電・節約等により温室効果ガス排出量の発生を抑制するなど、2050カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素の取り組みを進めてまいります。

(安全安心分野)

第5は、安全安心分野の取り組みであります。

「みんながつながって安全に住めるまち」を目指す、安全安心分野では、道路関連事業として、令和3年度から3年間の事業期間で実施している昇瀬橋の架け替え工事は、令和5年度が事業の最終年となることから、引き続き関係機関及び工事請負者と協力して適正な施工品質の確保と進捗管理に努め、新しい橋の完成後は、緊急時の避難路及び物資輸送路の確保はもとより、地域の生活交通及び物流の利便性向上に向け、速やかに供用を開始してまいります。

そのほかの町内全域における道路・橋りょう等の道路交通インフラ全般についても、各種の計画に基づくことを原則としながら、限られた財源のなかで効果的な整備事業実施と維持管理に努めてまいります。

住宅政策関連としては、主に子育て世代など若者の移住定住による賑わいのあるまちづくりを目指し、町有地や町有施設を活用した施策の構築に向けた調査研究を行うほか、民間事業者による若者向け住宅の整備に対する誘導體制を整え、それらのうち可能なものから積極的に取り組んでまいります。

また、全国的に顕在化しつつある空き家等への対応については、利活用可能な空き家は、空き家バンク制度を充実し、移住定住施策と連携した

利活用を推進するとともに、適切な管理がなされていない空き家等は、これまで住宅のみを対象としていた町の空き家対策計画に、住宅以外の空き家等を加え、関係法令に基づく対策を必要に応じて講じてまいります。

上下水道関連施設については、全体的に老朽化が進み、維持管理費が増加傾向にあるものの、水道ビジョンをはじめ各種計画に基づいた施設更新や改修を進め、健全経営を目指します。

水道事業は、新たな水源確保のための調査を継続し、それに伴う基本設計に着手するとともに、既存の管路設備についても計画的な更新により漏水事故を防止し、水道の安定供給に努めます。

汚水処理事業は、公共下水道整備を柘沢地区から鶯宿地区へ向けて整備を進めるとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づいた塩ヶ森汚水中継ポンプ場の設備改修や老朽化した下水道管路調査と補修を実施するほか、引き続き公共下水道への接続や合併処理浄化槽など最適な汚水処理の普及を推進して生活環境の改善や公衆衛生の向上に努めます。

また、下水道事業の将来にわたる安定した施設維持管理に必要な財源確保のため、下水道使用料の見直しについての検討を進めてまいります。

公共交通については、町民の身近な交通手段である「あねっこバス」の効率的かつ安定的な事業を継続していくため、運営方法の見直しを続けていくとともに、「地域公共交通計画」の基本理念に基づき、多様な場面で公共交通サービスを利用できる体制の構築を推進してまいります。

防犯交通安全については、町民の安全を守るため、「第11次雫石町交通安全計画」及び「雫石町防犯推進計画」に基づき、町民の防犯交通安全意識の高揚を図るとともに、引き続き学校通学路を中心とした防犯交通安全施設整備を計画的に進めるほか、各地区防犯交通安全協会、盛岡西警察署、雫石交番、町内駐在所と連携しながら交通安全対策並びに犯罪被害防止に取り組みます。

防災対策については、消防施設及び設備の維持管理を継続し、消防団員の確保と技術向上並びに連携強化に向けた訓練を実施するとともに、各分団の現状を踏まえ、平日の日中の災害にも対応可能な体制の確保に向けて、消防団と協議及び検討を進めてまいります。

また、全国各地で頻発する自然災害の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」に基づく防災力の向上のため、自主防災活動を継続して支援してまいります。また、10月には「2023火山砂防フォーラム」が本町で開催されることから、このような機会を活かしながら、国、県、関係機関、

団体等と連携を強化し、町民の生命と財産を守る地域防災力の強化に
努めてまいります。

(町政運営全般)

最後に、「町政運営全般」に係る取り組みについてであります。

「協働による地域づくりの推進」については、さまざまな組織、団体との協働による地域課題の解決を目指す仕組みとして、「地域運営組織」の設立を推進してまいりましたが、御明神地区と西山地区において組織が発足し、令和5年度より活動が開始されることとなりました。

両組織が円滑に活動できるよう支援するとともに、引き続き、雫石地区及び御所地区での組織設立を推進してまいります。

また、各地区公民館で取り組む、地域人材の育成に資する事業や住民が集う場の提供などを通じて、地域の活性化を図ってまいります。

令和5年度からの組織機構体制については、行政改革大綱の4つの柱である「住民参画の推進と協働による行政運営」、「住民ニーズに対応した行政サービスの提供」、「持続可能な行財政運営の推進」、「時代に即した行政組織体制の構築」を踏まえた見直しを行いながら、引き続き不断の行政改革に取り組んでまいります。

なお、令和5年度は、静岡県富士市と雫石町との間で交わしている「災害時相互応援協定」及び「友好都市提携」の10周年を迎えることから、富士市との相互連携を深めるための記念事業に取り組んでまいります。

5 むすび

以上、令和5年度における町政運営の基本方針 及び 予算 並びに主要施策につきまして、ご説明申し上げます。

これらの取り組みを推進し、ふるさと雫石を未来につないでいくため、皆様のお力添えをいただきながら、熱意をもって、町政運営に取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。